

令和 8 年度 障害福祉関連事業等について

1 機構改正に伴う体制変更について

市町村相談支援事業、地域自立支援協議会、基幹相談支援センターなどを所管する福祉総合相談課の「相談 2 G」が機構改正に伴い、障害福祉課の「障害相談支援 G」となりました。

【障害福祉課】（令和 8 年 4 月から）

計画推進係、交付管理係、認定給付 1 G、認定給付 2 G、障害相談支援 G（福祉総合相談課から移管）

2 障害福祉課の事業

◆障害福祉サービス事業者等従業者研修費用補助事業の開始

強度行動障害や医療的ケアなど、特定のケアが必要な障害者の支援を行う介護職が不足する現状等を踏まえ、障害者の地域生活におけるサービス提供基盤の確保・強化及びそれを支える事業所の持続可能性の維持・確保を目的とし、障害福祉サービス事業者が従業者に対して受講させる研修や試験の費用について、市が補助を行います。

（参考）補助対象研修・試験：強度行動障害支援者養成研修、喀痰吸引等研修、介護職員初任者研修など、全 11 種類 補助率：75%（上限 5 万円）

◆就労選択支援の対象拡大(R9.4～)に向けた準備

就労選択支援は、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスで、令和 7 年 10 月に制度が開始されました。令和 9 年 4 月から利用が必須となる対象者が拡大されることに伴い、必要な方に支給決定ができるよう、国の動向に注視するとともに、関係機関と連携し準備してまいります。

（参考）制度利用対象者（必須利用）

令和 7 年 10 月から：就労継続支援 B 型の利用を新たに希望する方（就労経験者等を除く）

令和 9 年 4 月から：就労継続支援 A 型の利用を新たに希望する者、就労移行支援を標準利用期間（2 年）超更新希望者

◆障害理解促進事業補助金の対象者を拡充

市民活動団体や事業者等の団体が行う、障害者福祉の啓発、障害者（児）との交流事業、障害理解のための研修会（体験学習）等の実施に必要な費用の助成を行う、障害理解促進事業補助金について、新たに障害福祉サービス等事業者を対象者に加えます。

（参考）補助対象事業：市内で実施する不特定多数の者を対象とした障害理解や障害者との交流に資する行事（自主製品等の販売等を含む。
ただし、定例的な販売会等は除く。）

補助率：事業にかかった費用（対象経費※人件費は対象外）の
5分の4 上限額5万円（千円未満の端数切捨）

◆障害者計画（第5次）の中間見直し及び障害福祉計画（第8期）の策定

今年度は障害者計画（第5次）の中間年度、障害福祉計画（第7期）の最終年度となっており、令和9年度に向けて障害者計画（第5次）の中間見直し及び障害福祉計画（第8期）の改定に向けた検討を行う年となります。本市の地域課題、現在の社会情勢や動向を反映した国の基本方針及び今期計画中に施行された手話施策推進法等の国内政策などを踏まえ、包摂型社会・地域共生社会の実現に向け計画の改定作業を行います。

◆日常生活用具の充実

障害者の方が日常生活を容易にするための用具を給付している日常生活用具について、窓口での要望や、他市町村の事例等を参考に、給付種目や給付基準額を拡充するものです。

[内容]

- ①「視覚障害者用拡大読書器」を「視覚障害者用読書器」に改め、音声読み上げ機能を持つ読書器を追加
- ② 点字器の材質による給付基準額の差異を解消
- ③「特殊寝台」「訓練用ベッド」の項目を削除し、「介護用ベッド」の項目を新設

◆「相談支援事業所開設等補助金について」

障害児・者の相談支援体制の強化を図るため、新たに相談支援事業所を開設する場合や相談支援専門員の増員を行った場合の補助を今年度も実施します。

相談支援専門員の人数や計画相談支援利用率は増加傾向ですが、引き続き、制度の周知等を行い、相談支援専門員の増員に努めてまいります。

補助内容及び補助上限額は、次のとおりです。

【事業所の新規開設】

●開設に必要な経費 50 万円

●開設後の運営に必要な経費 120 万円（10 万円／月、12 か月間）

【相談支援専門員の増員】

●相談支援専門員の人件費 約 340 万円（36 か月間）

3 発達支援課の事業

◆障害福祉サービス事業者等従業者研修費用補助事業の開始

障害福祉課と同様に、障害児通所支援事業所や障害児相談支援事業所が従業者に對して受講させる研修や試験の費用について、市が補助を行います。

◆障害児通所支援事業所への助言等の拡充

市民ニーズに対応した療育体制の充実を図るため、市内障害児通所支援事業所へ個別ケースへの支援に係る助言や研修等を、こども発達支援センター風（大阪府障害者福祉事業団）に委託し、実施してまいります。

◆障害者計画（第5次）の中間見直し及び障害児福祉計画（第4期）の策定

今年度は障害者計画（第5次）の中間年度、障害児福祉計画（第3期）の最終年度となっており、令和9年度に向けて障害者計画（第5次）の中間見直し及び障害児福祉計画（第4期）の改定に向けた検討を行う年となります。本市の地域課題、現在の社会情勢や動向を反映した国の基本方針を踏まえ、計画の改定作業を行います。